

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

◇訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部改正

◇告示 結核予防法による医療機関の指定

土地改良区の解散の認可

土地改良区の設立認可に係る縦覧等

土地の公用廃止

道路位置の指定

◇公告 火薬類取扱保安責任者の資格試験の実施

調理師試験の実施

訓 令

鳥取県訓令第十三号

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令

第二十一号）の一部を次のように改正し、昭和三十八年十月一日から施行する。

昭和三十八年九月二十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

第三条ただし書を次のように改める。

ただし、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第七条の二による管理職手当の支給を受ける職員は、評定を受けないものとする。

第六条中「中央病院長」を「県立病院長」に改める。

別表を次のように改める。

3 昭和38年9月20日 金曜日 鳥取県公報 第3464号

(第3種郵便物  
記 認 司)昭和38年9月20日 金曜日 鳥取県公報 第3464号 (第3種郵便物  
記 認 司) 2

整積皆焚 肢善成徳 学学学学 園園園校	水林蚕中畜農果農經工衛 小 産業業家 産業業生 試試試者試加試試 試研 驗驗驗驗工驗驗農 場場場場場所場場場所	地 方 農 林 振 興 局	職員兒身體障害者更生定練談指導所
婦医主係次 長長任長長	右 以 外 の 職 員 長長長長	室科係分 場	右 以 外 の 職 員 長
院園校 長長長	室科係分 場 長長長	場 所 場 長	主係及 び統括機 関の任長 長 長
本主 部長の 課長又は その指名する	場 所 長 長	本主 部長の 課長又は その指名する	課、局 長 長
A	B	A	B A

別表	所属機関	評定区	分表	第一次評定者	第二次評定者	記号分
本	土保福県 木 稅 出 健 事 事 張 務 务 所 所 所 所	本	行 局 課 行政考査室 長 長	被評定者	第一次評定者	
府	右 以 外 の 職 員 長	右 以 外 の 職 員 長	右 以 外 の 職 員 長	檢副主總行副係室局課 查検括政行 專查計主考政 門專計查考 員門計員查 補員員員員員長佐佐	被評定者	
	駐係 在 所 長長	駐係 在 所 長長	駐係 在 所 長長	行 政 考 査 室 長 長	第一次評定者	
	課	課	課	行 政 考 査 室 長 長	第二次評定者	
	所	所	所	行 政 考 査 室 長 長		
	本主副係室 行 政 考 査 課係をつかない課にあつては はおかねい課(局)長補佐にあつては 長員員長長	本主副係室 行 政 考 査 課係をつかない課にあつては はおかねい課(局)長補佐にあつては 長員員長長	本主副係室 行 政 考 査 課係をつかない課にあつては はおかねい課(局)長補佐にあつては 長員員長長	部		
	所 課 所 長 長	所 課 所 長 長	所 課 所 長 長	行 政 考 査 室 長 長	第二次評定者	
	B	A	B	A		

01088

(第3種郵便物)  
(認)

01087

(第3種郵便物)  
(認)

歯科衛生士学  
准看護士院  
等看護士院  
育門學院

右以外の職員

婦医主係次

長任長長

院園校

長長

B

県立病院	大東阪京事務所	右以外の出先機関	所長及び次長以外の職員	右以外の職員	機関の長以外の職員	本庁の主管課長	機関の長	薬室医総	副院
			機関の長(管理職手当の支給を受ける者を除く。)	所長	事務科所属の職員	係務長	事務長	婦	院
			機関の長以外の職員	次長	事務科所属の職員	長	長	長	長
			機関の長以外の職員	次長	事務科所属の職員	長	長	長	長
			機関の長以外の職員	次長	事務科所属の職員	長	長	長	長
			機関の長以外の職員	次長	事務科所属の職員	長	長	長	長
			機関の長以外の職員	次長	事務科所属の職員	長	長	長	長
			機関の長以外の職員	次長	事務科所属の職員	長	長	長	長
			機関の長以外の職員	次長	事務科所属の職員	長	長	長	長
			機関の長以外の職員	次長	事務科所属の職員	長	長	長	長

勤務評定実施要領の三から七までを次のように改める。

三 勤務評定は、勤務評定表に記載して行なう。

四 勤務評定表の様式及び使用区分は、次のとおりとする。

第一号様式	第二号様式	第三号様式
様式	使用区分	評定表「評定区分表」の区分記号Bに該当する被評定者の評定に使用する。この場合において、役付職員として使用するものとする。

五 勤務評定表は、次の要領によつて記入する。

1 評定要素についての評定は、次表により5、4、3、2及び1の評点をもつて行なう。

評点の表わす意味、

4.5 職員の勤務実績が職務遂行の基準に比してすぐれている。  
職員の勤務実績が職務遂行の基準に比してややすぐれている。

1 2 3  
職員の勤務実績が職務遂行の基準に比してやや劣つている。  
職員の勤務実績が職務遂行の基準に比して劣つている。

右の職務遂行の基準とは、各評定要素について別表「評定要素表」に示す着眼点に基づき、各評定者が一般的、標準的に職員に期待する職務遂行上の要求度をいう。

2 第一次評定者は、各評定要素ごとに、1によつて評定し、評定要素の欄中の評点のいずれか一を青インクにより〇で囲み、各評定要素の評点の合計を合計点欄に記入するとともに、左の仮評定基準に基づく評語を仮評点欄に記入する。さらに総合的に評定し、左の総合評定基準により第一次評定欄に評語を記入する。

昭和38年9月20日 金曜日 鳥取県公報 第3464号

評語	評語附与の基準
A 四十五点以上	ただし、評定要素に1点があるときはCとなり、1点があるときはDとなる。
B 四十点から四十四点まで	右と同じ。
C 三十九点まで	Dとなる。
D 二十九点から二十九点まで	
E 十九点以下	

評語	評語附与の基準
A 勤務実績が特に良好である。	職員の数の十分の三以内
B 勤務実績が良好である。	
C 勤務実績が普通である。	
D 勤務実績がややよくない。	
E 勤務実績がよくない。	

- 3 第二次評定者は、第一次評定者の評定と意見を異なる評定があれば赤インクにより、2に準じて記入する。
- 4 調整者は、第一次評定者及び第二次評定者の評定と意見を異にする評定があれば、括弧書で赤インク

- 1 「適性」欄における「現在の仕事に適しているか」については、当該欄の適当な評語を○で囲み、「本人に適すると思われる仕事」については、たとえば県税事務に適すると認める場合は「税関係」のように簡単に記入する。
- 2 「性格」欄には、当該欄に列挙されている評語の中から適当と思われるものを選び、該当する評語を○で囲む。この場合、評語はいくつ選んでもさしつかえなく、又「やや」「非常に」等の修飾語を記入してもよい。更に欄中に適当な評語がない場合は、適当な評語を記入してもさしつかえない。
- 3 「健康」欄における「健康度」については、該当

昭和38年9月20日 金曜日 鳥取県公報 第3464号

### 別表

#### 評定要素表

適用区分 順位 評定要素 着 眼

- 1 責任感 自己又は部下の行為に対する責任感は強かつたか。
- 2 指導力と統率力 部下職員の指導に誤りがなく、監督者として部下をよく統率したか。
- 3 企画力 仕事を行なう上の計画のたて方はよかつたか。

- 4 判断力 正しい判断をすみやかに下したか。

- 5 交渉力 折衝に際して、勝得力があつたか。

- 6 経済概念 効率的な考え方で仕事を進めたか。

- 7 公正さ 仕事上公平でかつたよりがなかつたか。

- 5 「個人別特記事項」欄については、賞罰、金銭、風紀その他評定者の意見を簡単に記入する。

- 七 勤務評定表の記入を終つたときは、最終評定者は第

- 四号様式により勤務評定結果報告書を作成のうえ、勤務評定表と合せ評定審査者に提出するものとする。

- 八 勤務評定表は、人事課長が保管する。

- 勤務評定実施要領の別表第一から別表第五までを削る。

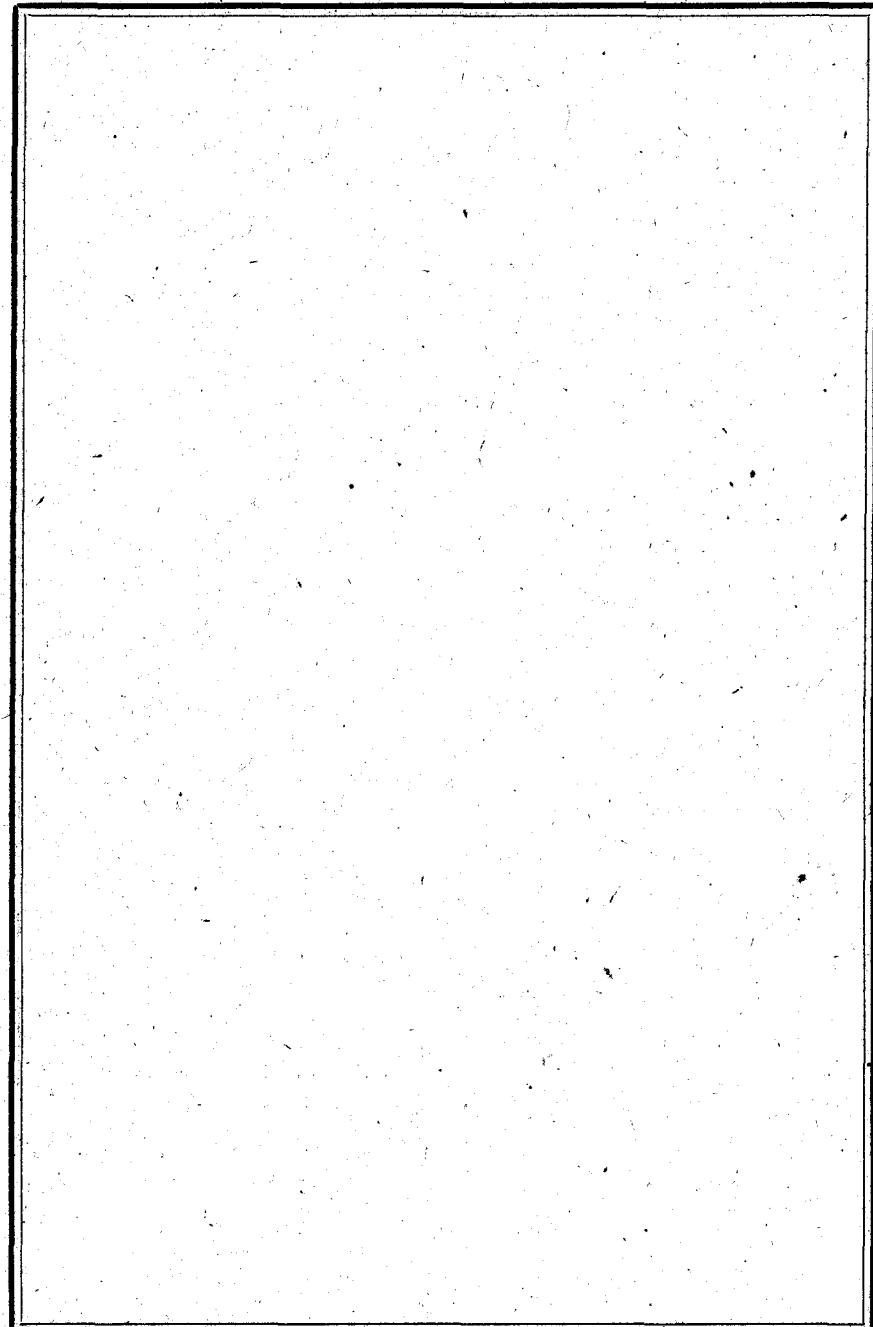
8	積極性	仕事を積極的に遂行したか。
9	知識と技術	仕事に必要な知識、技術をもつていたか。
10	協調性	仕事の上で他の職員と協調的であったか。
第一号様式による被評定者		
1	責任感	自己又は部下の行為に対する責任感は強かつたか。
2	信頼性	仕事を安心してまかせられたか。
3	知識と技術	仕事に必要な知識、技術をもつっていたか。
4	積極性	仕事を積極的に遂行したか。
5	勤勉さ	仕事にうむことなく努力したか。
6	企画力	仕事を行なう上での計画のたて方はよかつたか。
7	協調性	仕事の上で他の職員と協調的であつたか。
8	服務規律	上司の命令や定められた規則によく従つたか。
9	経済観念	効率的な考え方で仕事を進めたか。
10	判断力	正しい判断をすみやかに下したか。

5	信頼性	仕事を安心してまかせられたか。
6	積極性	仕事を積極的に遂行したか。
7	協調性	仕事の上で他の職員と協調的であつたか。
8	服務規律	上司の命令や定められた規則によく従つたか。
9	体力	仕事に必要な体力をもつていたか。
10	整理整頓	物品や環境の整理整頓はよかつたか。

5	信頼性	仕事を安心してまかせられたか。
6	積極性	仕事を積極的に遂行したか。
7	協調性	仕事の上で他の職員と協調的であつたか。
8	服務規律	上司の命令や定められた規則によく従つたか。
9	体力	仕事に必要な体力をもつていたか。
10	整理整頓	物品や環境の整理整頓はよかつたか。

5	信頼性	仕事を安心してまかせられたか。
6	積極性	仕事を積極的に遂行したか。
7	協調性	仕事の上で他の職員と協調的であつたか。
8	服務規律	上司の命令や定められた規則によく従つたか。
9	体力	仕事に必要な体力をもつていたか。
10	整理整頓	物品や環境の整理整頓はよかつたか。

昭和38年9月20日 金曜日 烏取県公報 第3464号 (第3種郵便物) 10



## 第1号様式(監督職員)

01094

定期評定  特別評定 評定日 昭和 年 月 日

## 勤 務 評 定 表

(一枚中の枚) 部課(所)係名

評定要素	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	総合評定	適 性	性	格	健 康	特	個
	責	企	判	交	積	公	協	服	經	判	合計	現在の仕事に	本人に適すると思われる仕事	性	健 康 度	病気と欠勤日数	人別特記事項
任	と	統	画	断	涉	済	正	極	と	調	點	第一回評定	第二次評定	性	健 康 度	病気と欠勤日数	人別特記事項
職名	氏名(年令)	学歴	職務内容	感	力	力	力	力	念	さ	性	術	性	格	健 康 度	病気と欠勤日数	人別特記事項
1	( )			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	強	健	
				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	通	通	
				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	弱	弱	
				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	強	強	
				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	普	普	

(省)

略)

第一次評定者氏名印	第二次評定者氏名印
-----------	-----------

## 第2号様式(監督及び技能労務職員以外の職員)

定期評定  特別評定 評定日 昭和 年 月 日

## 勤 務 評 定 表

(一枚中の枚) 部課(所)係名

評定要素	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	総合評定	適 性	性	格	健 康	特	個
	責	信	知	積	勤	企	協	服	經	判	合計	現在の仕事に	本人に適すると思われる仕事	性	健 康 度	病気と欠勤日数	人別特記事項
任	と	頼	と	極	勉	画	調	務	済	断	調整者評定	第一回評定	第二次評定	性	健 康 度	病気と欠勤日数	人別特記事項
職名	氏名(年令)	学歴	職務内容	感	性	術	性	さ	力	性	律	念	力	格	健 康 度	病気と欠勤日数	人別特記事項
1	( )			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	強	健	
				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	通	通	
				3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	弱	弱	
				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	強	強	
				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	普	普	

(省)

略)

第一次評定者氏名印	第二次評定者氏名印	調整者氏名印
-----------	-----------	--------

昭和38年9月20日

金曜日 鳥 取 県 公 告

第3464号

(第3種郵便物認可)

12

01095

第3号様式(技能労務職員)

定期評定特別評定 評定日 昭和 年 月 日

## 勤 務 評 定 表

( 枚中の 枚)

部課(所)係名

評定要素	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	総合評定	適 性		性 格												健 康	特	個
												現 在 の 仕 事 に	本 人 に 適 する 思 わ れ る 仕 事	性	格	健 康 度	病 気 と 欠 勤 日 数	人 別 特 記 事 項										
	任 務 の 正 確 度	事 事 の 順 極	の 順 極	の 順 極	の 順 極	の 順 極	の 順 極	の 順 極	の 順 極	の 順 極	の 順 極	現 在 の 仕 事 に	本 人 に 適 する 思 わ れ る 仕 事	性	格	健 康 度	病 気 と 欠 勤 日 数	人 別 特 記 事 項										
職名	氏名(年令)	学歴	職務内容	感	さ	性	性	性	性	力	ん	現 在 の 仕 事 に	本 人 に 適 する 思 わ れ る 仕 事	性	格	健 康 度	病 気 と 欠 勤 日 数	人 別 特 記 事 項										
1	( )			5 4 3 2 1	適 し て い る 普 通 や や 適 性 を 少 不 適 性 が な い	親 切 不 親 切 胡 駄 気 機 鈍	誠 実 不 誠 実 敏 慢 重 量	素 気 短 わ が ま ま 長 気	直 淡 ま ま 長 気	白 冷 い り の ん 気	静 感 情 的 軽 感 情 的 の ん 気	慎 重 強 固 神 経 質	重 留 卒	強 普 や 弱	健 通 弱													

(省)

略)

10	( )			5 4 3 2 1	適 し て い る 普 通 や や 適 性 を 少 不 適 性 が な い	親 切 不 親 切 胡 駄 気 機 鈍	誠 実 不 誠 実 敏 慢 重 量	素 気 短 わ が ま ま 長 気	直 淡 ま ま 長 気	白 冷 い り の ん 気	静 感 情 的 軽 感 情 的 の ん 気	慎 重 強 固 神 経 質	重 留 卒	強 普 や 弱	健 通 弱											
----	-----	--	--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--	------------------------------	----------------------------	-------------------------	-------------------	---------------------	-----------------------------	---------------------	----------	------------	-------	--	--	--	--

第一次評定者氏名印

第二次評定者氏名印

調整者氏名印

01096

(第3種郵便物用)

13 昭和38年9月20日 第3464号 報 告 書 取 手 金 銀 田 島 县 公 告

## 第4号様式

## 勤務評定結果報告書

評定日	昭和年月日	人	最終評定者
職員数			(役職名) (氏名)
評定を受けなかった職員数		評定を受けなかった職員	
評定を受けた職員数		職名	氏名
A	人	%	
B	人	%	
C	人	%	
D	人	%	
E	人	%	

第二次評定者が主旨部長により指名された本庁の課長である旨の記明(該当しない場合は不要)

私は下表に掲げる被評定者の第二次評定者として、部課長を指名したことを証明する。

(氏名) 部長

所屬機関 被評定者

## 告示

### 鳥取県告示第四百九十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十日

指定期日	名稱	所在地	開設者
昭和三十八年八月六日	入江 医院	鳥取県東伯郡東伯町大字下伊勢	入江 正昭
三十一年	大槻	八頭郡智頭町大字智頭六三三番地	大槻 正己

### 鳥取県告示第四百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第六十

七条第二項の規定に基づき、昭和三十八年八月一日付けで申請のあつた鳥取市叶土地改良区、大郷村大畑土地改良区、豊実村大橋土地改良区及び鳥取市吉成土地改良区の解散について、昭和三十八年九月十六日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十八年九月二十日

鳥取県知事 石破 二朗

### 鳥取県告示第五百号

昭和三十八年四月二十二日付けで倉吉市大河内 船越

嘉はか十七人の者から申請のあつた大河内土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

場

所 場 田 画 積

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市同三柳字中地中通1番地○ 道路敷 九呎六寸11分  
五七番七地先次の土地は、昭和三十八年九月十日から公田を廃止  
した。

昭和三十八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市西福原字西原堂東川口田 道路敷 大坪川右八寸  
番地先

昭和三八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三八年九月二十日 金曜日 第3464号 公報 取県公報

鳥取

県

公

## 公 告

**鳥取県告示第3464号**

建築基準法施行規則(昭和三十五年建設省令第四十号)第九条の規定により、次のとおりの昭和三十八年九月十日正午道路の位置を指定したるに、区域圖第十條の規定によつて告示する。

昭和三十八年九月二十日

- 1 種別及び試験方法
- 種 別 試験方 法
- 甲種火薬類取扱保安責任者 (I) 筆記試験  
乙種火薬類取扱保安責任者 (II) 筆記試験  
火薬類取締に関する法令  
一般火薬学

昭和三八年九月二十日

鳥取

県

公

## 公 告

火薬類取締法(昭和二十五年法律第149号)第31条の規定に基づき、甲種火薬類取扱保安責任者及び乙種火薬類取扱保安責任者の資格試験を次のとおり実施する。

昭和三八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三八年九月二十日

鳥取

県

公

## 公 告

(2) 面接による人物試験  
いこと。

5 受験願書提出期限

昭和三八年九月六日

6 受験票は、願書を受け付けた後に交付する。

調理師法(昭和三三年法律第147号)第3条第1項  
第3号に規定する試験を次の要領により実施する。

昭和三八年九月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三八年九月二十日

鳥取

県

公

## 公 告

(2) 記歴書 火薬類取締法施行規則別表第16の様式による。

(3) 写 真 手写型(願書提出前6ヶ月以内に撮影  
した正面半身像で裏面に撮影年月日  
氏名及び年令を明記すること)

(4) 戸籍抄本

受験手数料 700円

鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけ消印しな

中等学校の2年の課程を終つた者

(6) 調理理論

2 試験の日時

昭和38年10月20日(日曜日)午前9時から午後4時まで

3 試験の場所

鳥取、郡家及び浜村保健所管内受験者

鳥取市西町 鳥取家政高等学校

倉吉保健所管内受験者 倉吉市堺町2丁目 鳥取県立倉吉東高等学校

米子及び根雨保健所管内受験者

米子市錦町1丁目 鳥取県立米子西高等学校

4 試験科目

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 栄養学

(4) 食品学

(5) 食品衛生学

第3種郵便物  
第3464号 金曜日 19 昭和38年9月20日 報公県取鳥日曜金

(1) 提出書類及び提出先

受験願書に、次に掲げる書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 履歴書(特に調理の業務に関する経験を詳細に記入のこと。)

ロ 受験資格を有することを証する書類

ハ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業で2年以上調理の業務に従事したことを証する書類

ニ 写真(名刺判で正面、脱帽、上半身、最近6月以内に撮影したものとし、裏面に氏名を記入すること。)

(2) 提出期間

昭和38年9月25日から昭和38年10月12日まで、ただし、郵送の場合は10月12日付けの消印あるものは有効とする。

6 試験手数料

5,000円(鳥取県収入証紙を受験願書に hariつけること。)

7 携行品

筆記用具、土ぞうり

8 その他

1 受験者は、当日午前8時30分までに試験場に出頭し係員の指示を受けること。

2 合格者は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格証書を交付する。